

第8回教育委員会（定）

開会日時 平成26年 4月 24日（木） 午前 10時00分
閉会日時 午前 10時53分
開会場所 教育委員会室

出席者

委員	別府明雄
委員	松澤智昭
委員	高野佐紀子
委員	青木義男
委員	橋本正彦

出席事務局職員

事務局次長	寺西幸雄	庶務課長	小林 緑
学務課長	榎木恭子	生涯学習課長	中島 実
指導室長	矢部 崇	新しい学校づくり担当課長	新部 明
学校地域連携担当課長	木内俊直	学校配置調整担当課長	水野 博史
中央図書館長	代田 治		

署名委員

委員長

委員

午前 10時 00分 開会

委員長 本日は、5名の委員の出席を得ましたので、委員会は成立いたしました。
ただいまから、平成26年第8回教育委員会定例会を開催いたします。

本日の会議に出席する職員は、寺西次長、小林庶務課長、榎木学務課長、中島生涯学習課長、矢部指導室長、新部新しい学校づくり担当課長、木内学校地域連携担当課長、水野学校配置調整担当課長、代田中央図書館長の、以上9名でございます。

本日の会議録署名委員は、会議規則第29条により橋本委員にお願いいたします。

本日の委員会は、1名から傍聴申し出がなされており、会議規則第30条により許可しましたので、お知らせいたします。

それでは、議事に入ります。

○議事

日程第一 議案第27号 平成26年度教科用図書調査委員会委員の任命について

(指導室)

委員長 日程第一 議案第27号「平成26年度教科用図書調査委員会委員の任命について」。この案件は人事案件のため非公開とし、議事進行の都合上、委員会の最後に審議することとします。

それでは、報告事項を聴取します。

○報告事項

1. 平成26年予算審査特別委員会 答弁要旨

(資料・次長)

委員長 報告1「平成26年予算審査特別委員会答弁要旨」について、次長から報告願います。

次長 それでは、資料の方をご覧くださいと思います。

平成26年予算審査特別委員会のやりとりでございます。

3月17日、18日、20日と3日間にわたって開かれました。

1日目は、自民党からは教育委員会の質問はございませんでした。

公明党のはぎわら洋一委員でございますが、18日の、2ページのところをお聞きいただきますと、櫻井徳太郎賞についてということでご質問がございました。

議員が表彰式に出席されて、大変、内容にも感銘を受けたというようなことで、人材発掘、人材育成、あるいは今後の発展ということで、ご質問がございました。

ここに書いてございますように、櫻井賞の事業が民俗学等の分野で人材育成を推進していることを情報発信していきたいというようにお答えしてございます。

続いて、公明党の稲永議員でございますが、スポーツ振興策ということで、区全体のスポーツ振興についてご質問がございまして、その中で、板橋区の小学生

の体力の状況についてということでご質問がございました。

答弁にございますように、平成25年度の全国調査では、持久力を測定する種目で全国や東京都の平均を下回る結果となっているということで、一人一人の記録等をするために体力向上カードを配布して取り組んでいるということで答弁をさせていただきます。

続きまして、公明党の佐藤康夫委員でございますが、3ページの方で、中央図書館のあり方検討会の報告に関連いたしまして、中央図書館の改築についてというご質問がございました。

中央図書館機能と地域図書館機能をあわせ持った図書館をつくるか、もしくは役割を分けて、地域図書館のみの機能とするかについては、平成26年度に検討いたしまして、改築の場所等について平成26年度中に明らかにしていきたいと答弁させていただきます。

続いて、4ページですが、共産党の大田伸一議員でございます。

子供の貧困対策ということで、関連いたしまして、不登校にかかわる学習支援というご質問がございました。

不登校の原因については様々な原因がございまして、子供が学習の内容を理解できないということも要因の1つであるというように認識しているので、そうした子供たちが不登校にならないように、学習支援も行っていきたいということで答弁させていただきます。

続いて、市民ネットの五十嵐やす子議員でございます。

中央図書館の改築に関連しまして、常盤台駅前の土地を区で取得して、そこに建築したらどうかというようなご提案でございます。近隣の駐輪場や駐車場を買い上げて、複合施設として中央図書館を建設するという提案でございます。

こちらについては、地域の方でそういうお話が若干出ているようで、それについてのご質問でございますが、土地所有者の考え方や財政的な課題など、様々な面から検討・検証が必要であるということで、先ほど申しましたように、平成26年度中には改築の場所について一定の方向性を示していきたいというように答えております。

続きまして、民主党・無所属の中妻じょうた議員でございます。

いじめ110番につきまして、5ページのところでございますが、周知が不足しているのではないかとということでご質問がございまして、答弁ですが、周知の不足も認識しているので、児童・生徒用の相談窓口のお知らせの掲載内容を分かりやすいように改善していきたいというように答弁させていただきます。

あわせて、その下でございますが、エレベーターのない学校での車椅子利用者の保護者への対応についてということでご質問がございまして、現状、車椅子の対応につきましては、エレベーターのない学校については、教職員や他の保護者の方にご協力いただいて、車椅子ごと抱え上げて階段の上り下りをしているという状況についてご報告しております。

続いて、民主党・無所属のおなだか議員でございます。

「あいキッズ」に関連いたしまして、名称、それから「あいキッズ」の専用ル

ームの確保、おやつの時間などについてご質問がございまして、従来と同様の考え方で答弁してございます。

概略でございますが、以上でございます。

委員長 質疑、ご意見等がございましたら、ご発言ください。

高野委員 櫻井徳太郎賞の件ですけど、私も授賞式に出席させていただいて、今年も、3月でしたから昨年度になります。大変、内容のレベルも高く素晴らしい賞だかなと思っております。

ことに印象に残ったのは、区内の小中学生が、自分がいつも見かけている町にある文化財とか、それから、自分が住んでいる地区でのお祭りなどの伝統行事に参加しての作品が印象に残っています。子供たちがそういう区の歴史文化財などに興味を持っていることが大変素晴らしいと思いました。

私たちは、その作文の作品集を拝見することができたんですが、一般の方はホームページでご覧になるというような形になっていたんですけども、ことに、今言った大谷口地区ですとか西台地区の方には、その地区に関連した素晴らしい内容を子供たちが書いてくれていたので、地域センターなどで是非取り上げて、「この町会のことを子供たちはこう思っているんだよ」とか、「町にある文化財を子供たちはこういう目で見ているんだよ」ということを地域にも発信していただけたらいいのかなというように思いました。

生涯学習課長 地域センター経由で情報の発信というようなご提案でございますので、この辺については、どのような形で具体的にできるかということをお早急検討させていただきまして、努力していこうかと思っております。よろしくお願ひします。

委員長 ほかに、どうぞ。

高野委員 4ページの大田議員の貧困対策と不登校問題にかかわる学習支援対策という、この学習支援は、不登校に関してだけの学習支援のご質問なんですか。

次長 一般的な学習支援のお話をさせていただいていますが、特に学習につまずいたことで不登校になっているお子さんに対して、そういうケアも行っているというような趣旨でお答えさせていただきました。一般的な。

高野委員 新聞などで、貧困によって子供たちが塾に通えなかったり、学習する機会が奪われているというようなことを読んだりするんですけども、中学校で自習室の開放ですとか補習授業を土曜日や年間を通して実施したり、また、大原社会教育会館でボランティアによる学習支援教室を実施しているなど、板橋としては対策しているんだということが広まっていくといいかなというように思いました。

次 長 各学校では取り組んでおりまして、今年度も夏休みに入ったところと最後のところは必ず1週間、補習等をやるようにという指示をしておりますが、従来から取り組んでいた学校もあるようなので、なかなかそういうものを私どもで発信し切れていないというところ、あるいは大原社会教育会館等の取り組みも含めて、皆さんに分かるようにしていくのが必要かなと思います。

委 員 長 塾のことは、東京都の補助というか、何かありますよね。以前、本来なら教育委員会で、学校でやるべきものを東京都が補助するのは、かえっておかしいんじゃないかという話題にもなりましたけれども、多分、そういう援助もあるんじゃないかとは思いました。

ただ、貧困であるがために学力低下だとか、直接的には余りつながらないと思っております、それよりも、保護者の教育に対する意欲というか、その辺のところが一番大事なんじゃないかなと思っております。

次 長 自立支援プログラムでしたっけ。

庶務課長 教育支援プログラムというのは生活保護受給者の世帯には、それはあるんです。そのほかの低所得者向けというのは、私は聞いたことがないんですけれども。あるんですか。

知る限りでは、生活保護世帯で義務教育中の方に対しての、高校進学だとか、それに向けた塾の補助という形でやっているプログラムはあります。

委 員 長 よろしいでしょうか。

(はい)

○報告事項

2. 平成26年度教育に関する事務の管理及び執行状況の点検・評価の実施について

(庶一1・庶務課)

委 員 長 では、次に移らせていただきます。報告2「平成26年度教育に関する事務の管理及び執行状況の点検・評価の実施について」、庶務課長から報告願います。

庶務課長 委員長はじめ委員の皆様には、先般の夜の研修会にご参加いただき、ありがとうございました。

それでは、「庶一1」の資料をご覧くださいと思います。

こちらは地教法第27条に基づいて実施するものでございます。

まず、1の点検・評価方法、施策評価についてでございます。

平成26年度につきましても、板橋区教育振興推進計画「いたばし学び支援プラン」の8つの重点施策に関する施策評価を実施していきたいというものでござ

います。

対象ですが、教育委員会が行う点検・評価の対象といたしまして、前年度に実施いたしました8つの重点施策に関する事務事業。それとあわせまして、平成25年度と同様に、特別に評価する事業といたしまして、服務規律の確保。こちらには体罰・個人情報保護が含まれます。いじめ対策。3つ目に、通学路の交通安全対策。新たに平成26年度に不登校対策についても評価していきたいというように考えてございます。

3点目、点検・評価の流れということで、こちらも同様ですが、所管課長による一次評価を行い、外部評価を経た上で、教育委員会としての二次評価（最終評価）にて決定するという形を考えてございます。

平成26年度の一次評価を行う段階におきまして、平成25年度の二次評価についても調査を実施するという形を考えてございます。こちらは、後ほど、もう一度触れます。

外部評価についても例年どおり実施していきたいというところでございます。

5番目の、その他指示事項ということで、こちらは昨年度にない新たな項目として、①の「いたばし学び支援プラン」における指標の見直しを確実にを行い、行動指標から成果指標に改めること。定量的・定性的管理の指標を明確にあらわすことということをごちらの方に盛り込んでございます。

それと、一次評価、二次評価、外部評価における評価評語を、別表1のとおり改めてございます。

2ページ目の下段のところに「別紙1」がございます。

一次評価におきましては、「達成」「前倒し」「順調」「遅延」「統合」という形に改めてございます。

二次評価におきましても、「拡大」「継続」「改善」「縮小」「統合」「休廃止」。「休廃止」というものを新たに盛り込んでいるといったところで改めてございます。

2つ目に評価対象施策でございますが、こちらは3ページ以降の「別紙1」に記載してあるとおり、昨年と同様に掲載してございます。

それと、施策評価表は「別紙2」に、記載例といたしまして「別紙3」を10ページ以降に掲載させていただきました。

こちら「別紙4」の部分でございますが、こちらは新たな取り組みの事例といたしまして、第三次の学び支援プランでPDCAサイクルの取り組みを評価していくといったところを具現化するというので、二次評価に対する対応表を考えまして、別紙4のところで示させていただきました。

続きまして、2ページ目のところが、スケジュールでございます。

一次評価の実施を4月下旬から5月中旬に、外部評価のヒアリングを7月上旬、下旬には教育委員会の外部評価の報告と二次評価のご依頼をさせていただきます。

8月下旬に事務局からの案を送付させていただきまして、9月上旬から下旬にかけて庁議報告、文教児童委員会報告といった形で進めていきたいというように考えてございます。

説明は、雑駁ですが以上でございます。

委員長 質疑、ご意見等がございましたら、ご発言ください。

高野委員 昨年度、初めて二次評価をさせていただいたんですけれども、この二次評価をするに当たって疑問があったりしたときには、担当の課に色々と直接お伺いしたりしてよろしいのでしょうか。

庶務課長 はい。当然に、その担当の課の方に直接聞いていただいて結構でございます。よろしく願いいたします。

高野委員 よろしく願いいたします。

青木委員 質問ですけれども、10ページ以降にある、ご説明にあった別紙4の内容なんですけれども、こちら側（私）の理解では、この中に書き込まれたことは、二次評価への対応表となっていますけれども、表中に書かれていることは、こういう分類がありますよということでしょうか。

庶務課長 はい、そうです。

青木委員 それで、単純によろしいのですか。

庶務課長 はい。

青木委員 分かりました。

庶務課長 こちらのこの対応状況について、きちんとその進捗状況が分かるようにということで、「対応済」「一部対応済」。検討中のものについては、こちらに書いてございますとおり、具体的な検討が進んでいる、予算の編成の数値を固める、人員を固めるとかといったところに着手しているかどうか。それ以外のものについては、まだ着手はしたけれども浅いというのは「A」「B」というような形で示させていただいて、似たような分類については、なぜできないのかということをごきちんと掲載するというような形で各課の方には指示してきたというように考えております。

青木委員 当然、この辺の分類で挙がっているキーワードや何かを意識しながら二次評価も考えていく必要があるという理解でよろしいですか。

庶務課長 はい。よろしく申し上げます。

委員 長 二次評価の最終案は、各教育委員さんから出されたものを整理してまとめたものをつくって、それが二次評価の最終版になるということでございます。

ということで、よろしいでしょうか。基本的には例年どおりの形ということで理解しておればよろしいかと思えます。

○報告事項

3. 平成26年度板橋区監査方針について

(庶-2・庶務課)

委員 長 では、報告3「平成26年度板橋区監査方針について」、庶務課長から報告願います。

庶務課長 こちらは、情報提供ということで捉えていただければと思います。

「庶-2」の資料でございます。

こちらのところで、2番の監査等の種別方針ということで、財務監査、こちらにつきましては、「特に」ということでアンダーラインが引いてございますが、補助金に係る一連の事務、こちらが適正に行われているかということを中心に調べていく、重点項目として取り扱うということでございます。

それと、こちらの財務監査のところでは、収入未済の関係について、平成22年度に指摘した事項についてきちんと措置されているかどうかということについても確認する、検証するというのが言われております。

(2) 行政監査でございますが、こちらに関しましては、教育委員会に係るところで、①の就学援助事務について、それと、2ページ目をご覧くださいますと、③のプロポーザル方式による契約についてということで、こちらは数多くのプロポーザル方式による契約を結んでございまして、学校用務・給食調理、あいキッズ、図書館、3施設の社会教育施設と、それと本年度、校務支援システムというようところがプロポーザルで実施していく予定でございます。

雑駁ですが、ご報告は以上でございます。

委員 長 質疑、ご意見等がございましたら、ご発言ください。

区全体の監査方針ということで、部分的に教育委員会にも絡んでくるところがあるということなんですが、就学援助に関しては教育の機会を失わないための支援対策なんですけれども、恐らく適正に運営されていると思うのですが、現在の制度が本当に適正かどうかというものも検討した方がいいかなという気はしております。

学務課長 適正に執行しているところですけども、支給項目の内容ですとか、それに伴う様々な手続については、この機会に改めて精査し、適正な執行に努めてまいりたいと思えます。

委員 長 よろしいですか。

(はい)

○報告事項

4. 第13回(平成26年度)櫻井徳太郎賞作文・論文募集について

(生-1・生涯学習課)

委員長 では、報告4「第13回(平成26年度)櫻井徳太郎賞作文・論文募集について」、生涯学習課長から報告願います。

生涯学習課長 第13回(平成26年度)櫻井徳太郎賞作文・論文募集について、ご説明させていただきます。

「生-1」、実施要項をご覧ください。

例年実施しております櫻井賞が、今年度は13回目となります。

趣旨につきましては、記載のとおり、民俗学・歴史学・考古学等を通じ、地域を基盤にした学問の発展・発達と、地域を生かす立場から研究を進める人材の育成を図るとともに、次代を担う青少年の地域研究の奨励と郷土愛を育むことを目的として行うものでございます。

2点目の論文・作文の募集ですけれども、全国より広く一般公募を行うものでございます。

まず、一般の部といたしましては、日本を含む東アジア地域に限定したテーマを設定し、民俗学・歴史学・考古学的手法により調査・研究してまとめた未発表の研究論文でございます。

字数等については、記載のとおりでございます。

次に、高校生の部といたしましては、地域を限定して、歴史・民俗的なテーマを選び、個人で調べたことをまとめた作文、または共同で調査・研究してまとめた成果物でございます。

一般の部と高校生の部は10月3日金曜日を締め切りといたします。

裏面をご覧ください。

小・中学生の部でございます。

身近に存在する古くからあるものや昔の生活について、実際に訪ねてみたり、大人から聞き取りを行ったりして、感じたことや分かったことなどをまとめた作文でございます。

こちらは、9月5日金曜日に締め切りとなります。

昨年度よりの変更点といたしましては、教育委員会でもご意見をいただいたものでございますが、作品は自筆だけではなく、パソコンの使用も可とさせていただきました。

3点目の公募のPRでございますけれども、ホームページ、教育広報に掲載するほか、大学、学会、歴史民俗施設等にポスター等で、また、区立小中学校には校長会で周知を行ってまいります。

4点目の審査でございます。

こちらについては、大塚初重先生を初めとする、記載の4名の先生方に審査会を構成していただき、選定を行ってまいります。

5点目の入賞作の発表・公開でございますけれども、大賞論文及び小・中学生、高校生の部の入選作を作文・論文集に掲載させていただきますとともに、ホームページで公開させていただきます。

また、先ほど指摘がありましたように、地域での宣伝活動ということについては、今後検討させていただきます。

6点目の表彰でございますけれども、記載のとおり、高校生以下につきましては、最優秀賞、優秀賞、佳作ということで、賞状とともに図書カード等を贈呈する予定でございます。

一般の部のみ大賞がございまして、賞金30万円ということで、今年度も予定しているところでございます。

授賞式につきましては、昨年度より3月上旬に行っておりまして、好評であることから、会場取りの予約の件もあるので未定になっておりますが、3月上旬に行う予定でございます。

7点目のスケジュールでございます。

今ずっとお話をしてきましたように、5月上旬に募集要項とポスターの発送から始まりまして、審査会等、記載のようなスケジュールで行う予定でございます。ご説明は以上でございます。

委員長 質疑、ご意見等がございましたら、ご発言ください。

高野委員 授賞式が3月に変わって、授賞した生徒さんたちがたくさん参加してくださったのが大変よかったですと思います。なるべく学校の試験とかに重ならない、いい時期をまた選んでいただきたいと思います。

生涯学習課長 昨年度は、あとは学校の関係者、先生とか、あるいは地域の方も来ていただいたので、そういう形でやれると、また、櫻井賞については、より広まっていくのかなというように思っております。ありがとうございました。

委員長 板橋区が文化にも非常に力を入れているという象徴ともなるそうですので、今後も続けていきたいなと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○報告事項

5. 大学との事業連携に関する協定の締結について

(指-1・指導室)

委員長 では、報告5「大学との事業連携に関する協定の締結について」、指導室から報告願います。

指導室長 資料「指-1」でございます。

この大学との協定の締結については、来年度に開設します教育支援センター絡みの事業の1年前倒しということでご理解いただければと思っておりますが、教育支援センターの中での研究の機能の1つとして、大学と企業との連携というのがございまして、その中のものがございます。

今回、締結しましたのは、福井大学と日本女子大学、この2校でございます。

まず、表面ですけれども、福井大学大学院の教育学研究科と教育委員会との協定についてでございます。

この福井大学につきましては、ご案内のとおりですが、これまで赤塚第二中学校が単独で福井大学と連携していきまして、形の上では、そこで協定しております。

それについては、赤二中の教員を大学院生として向こうに派遣して、向こうで受講してきたり、それから、福井大学の教授の方々が赤二中の教員をして下さったり、そういった形の連携はしていたところですが、今般、赤二中が校舎改築も終わりましたスタートして、新たに中台中が同様の形でスタートするところから、区全体として協定を結び直したという形で理解していただければというように思っております。これが福井大学の方でございます。

裏面ですけれども、日本女子大学と新たに板橋区教育委員会が協定を結びました。

この日本女子大学につきましては、向こうのニーズとしましては、大学院生のインターンシップの履修先を探し求めていたところでごございまして、学校現場として、板橋区の各学校を紹介してほしいという申し入れがありました。

また、板橋区としても、そういった申し入れを受け入れるとともに、学生のボランティアも受け入れたり、あるいは大学の先生に来ていただいたり、あるいは教員が日本女子大学に学び直しの機会を与えていただけるといようなことでごございましたので、それらのことを包括的に協定として結ばせていただいたものがございます。

現在、この2つの大学が教育委員会と結んでいるものですが、今後、近隣の大学等ともこういった協定を結んでいながら、来年度の教育支援センターの開設に向けて準備していきたいというところがございます。

2枚目以降は、その協定書の内容でございますので、資料として添付させていただきます。

報告は以上でございます。

委員長 質疑、ご意見等がございましたら、ご発言ください。

松澤委員 今後の人数及び大学の数は、どれぐらいを目標にされているのか、そういうものはありますか。

指導室長 具体的な人数と数は未定ですが、少なくとも区内に大学が5つ、6つありますので、そこは単独で結んでいけるかと思っております。

また、これまで私どもとつながりの深い早稲田大学であるとか、それからお茶

の水女子大学であるとか、そういったところとも具体的な形で進めていければというように思っております。

青木委員 今回の協定で、大学院というところで伺いたいんですけれども、大学のニーズより、大学院の方が高いんでしょうか。現場では、学部卒業の教職課程を取った人材が必要だという意見も校長先生などから伺っているところもありまして、この辺は、大学のニーズとの、上手く埋めるという形で、この辺が落としどころだったのかということだけ伺います。

指導室長 板橋のニーズとして、教員が大学で勉強するというところになったときに、大学院に入って学士から修士を取れるような形にしていきたいというのが1つありましたので、基本的には大学院が中心となっていますけれども、向こう、特に日本女子大学の方は、理事長さんが直接来られて締結したということで、大学院に限らず、いわゆる学部生も交流が図れるような形ができるかなと思っています。細かい内容については、この協定書に細目も設定して、どういったことで交流していけるのかということは、今後、詰めていくという形になろうかと思っています。

青木委員 優先になるのは、早稲田大学さんとかお茶の水女子大学さんもそうですけれども、教育学部等があるところが中心になってくるという考え方でしょうか。

指導室長 そうですね。大学のニーズとしては、教員にさせたい学生がたくさんいるところが、何とかそういう卵を育てていただきたいということがニーズとしてはあるかと思っています。学校の教員の意見を聞いてみると、専門的なことをもう少し、大学のときでできなかったからやり直したいという方もいなくもないので、そういったところのニーズにも応えていけるような協定の具体的な中身はできるのではないかと思います。

青木委員 おっしゃるとおりで、理工系や何かに、現場のニーズはそれなりにあるなと思って、決して多くはないのですけれども、教育学部以外でも教員になるという人材がいますので、その辺も若干意識していただいて、教育協定というものの適正化をお考えいただければと思います。

委員長 福井大学と赤塚二中の関係は非常に上手くいったと思いますので、こういった関係が続いていくのは大変結構ではないかと思っております。

区内の大学で言えば、大東文化さんは、あそこの学生さんは結構、学校公開のときにいつも来ておられますし、学校によっては、そこにボランティアで入っておられる方も結構多いので、今後はそういったところも協定を結んでいかれるといいのではないかと思います。

あと、もう1つは、先生が学校に行ってもう一度学ぶのだというお話なんです

が、日本女子大学というのは、一応、女性の先生だけですか。

指導室長 学生としては女子学生だけのようですね。

委員長 先生が学生で行くときは、男の先生は行けないのですか。

指導室長 そこは、まだ詰めていませんが、大丈夫ではないかと思っていますけれども。そういったところを考えていきたいと思います。理事長さんも男性なので、男性が入っちゃいけないということはないと思っています。

青木委員 そうらしいです。

委員長 よろしいでしょうか。

(はい)

○報告事項

6. 「東京都板橋区いじめ防止対策の基本理念及び組織等に関する条例（案）」
についてのパブリックコメントの実施

(指-2・指導室)

委員長 では、報告6「東京都板橋区いじめ防止対策の基本理念及び組織等に関する条例（案）」についてのパブリックコメントの実施について、指導室長から報告願います。

指導室長 「指-2」の資料でございます。

先日も少しお話させていただきましたけれども、現在、板橋区としてのいじめ防止のための条例を策定している途中でございます。先週の土曜日、4月19日からパブリックコメントを打たせていただいております。今、ご意見をいただいているところです。

条例制定の背景といたしましては、ご承知のとおり、大津の事件からスタートして、国全体がいじめをなくしていくんだという動きの中、国ではいじめ防止対策の推進法というものを6月28日に公布しまして、9月から施行されております。国の方のいじめの基本方針というのも10月に出しております。

この条例は、その法に従いまして、区としてのいじめの基本的な理念とか、方針、それから対応する組織について定めた条例です。

目的としましては、ここに書いてあるとおりですが、特徴としては、板橋区が社会総がかりで、区民全体でいじめについて考えていけるような、そんな意識改革を目指しているところでございます。

定義については、条文の中に出てくる言葉を幾つか定義しております。後で、また説明させていただきます。

それから、それぞれの関係者の責務についても規定しています。また、基本理念や基本方針の策定についても規定しているものでございます。

それ以降の（６）については、いじめに対応するための組織についての条例規定ということでございます。

（７）の重大事態につきましても、生命にかかわる状況であるとか、いじめによって子供たちが学校に来られない状況のときのための対応組織ということでございます。

裏面にいきますけれども、条例の施行は１０月１日を一応目指しておりまして、そこにありますスケジュールのとおり、パブリックコメントを５月２日まで行いまして、その後、結果の公表を５月下旬に行います。その後、６月の議会に諮らせていただいて決定を見たいというように思っています。

１枚飛ばしまして、横にしてとじてある、国のいじめ対策推進法と本区の条例が横並びになっているものを見ていただきたいと思いますが、基本的なベースは国の法に基づいて、板橋の条例も作成しています。

今、東京都でも条例を策定しておりますけれども、東京都の条例の内容がはっきりしていませんので、国の法から引いてきている条文もございます。

本区の方で特徴となりますのは、２ページ目の定義の中で、（２）の学校という定義があります。

国の法律では、就学前の教育の組織は入れていない。つまり、小中学校と高等学校と、そちらなんです。板橋区としては、いじめの芽を摘んでいかなければならないということもあることから、公立の幼稚園と保育所については学校としての定義づけをしてしまって、小中学校と同様の対応をしていただくようお願いしているものでございます。

それから、（５）と（６）についても、これは国のものにはございません。区民が子供のいじめに対して、後でまた役割が出てきますけれども、それから関係機関もそれぞれ役割を担っていただいて、先ほど申し上げました社会総がかりで、区民全体で子供のいじめについて、未然防止等について考えていくという、そういうものでございます。

続いて、特徴となりますのは基本理念でございますけれども、今もお話をさせていただいたとおり、区及び区民が、どの子にもいじめは起こり得るんだという認識のもとに、全体で考えていくということを規定しております。同様に、関係機関、保護者等にも同様の理念を周知するというものでございます。

それから、特徴となりますのが、同様に４ページになります。

４ページの一番下のところに、区民及び関係機関等の役割というのがございます。これが、定義で区民と関係機関を併記しましたので、学校や保護者の責務とやっていることよりも少し努力目標というところで役割としての定義をさせていただいております。

これ以降のところについては、基本的には国の法に基づいて、基本方針の設置であるとか、いじめ未然防止のための組織をつくるという条例の設置ということになります。

説明については、以上でございます。

委員長 質疑、ご意見等がございましたら、ご発言ください。

条例の中身については、以前にもご説明をいただいておりますので、今回は、パブリックコメントを実施したというご報告と解釈しておけばよろしいでしょうか。

指導室長 はい。

委員長 よろしいですか。

(はい)

○報告事項

7. 板橋区立学校施設開放事業検討会報告書

(地－1・学校地域連携担当課)

委員長 では、報告7「板橋区立学校施設開放事業検討会報告書」について、学校地域連携担当課長から報告願います。

学校地域連携担当課長 それでは、板橋区立学校施設開放事業検討会における報告書がまとまりましたので、ご報告を申し上げたいと思います。

資料の方は、「地－1」をご覧ください。

まずは、その報告書の2ページ目をお開きいただきたいと思いますが、1として、検討経緯がございます。こちらは大きく2点ございます。

1点目といたしまして、学校施設の使用登録団体に対して、使用料の負担を求めることについてでございます。

平成24年度経営革新計画及び行政評価におきまして、受益者の負担が検討課題となっております。

当時、検討した結果、有料としても費用対効果は見込めないということでの判断をしたところではございましたが、一方で、平成25年度に、改めて、適正な受益者負担の見地というところから、他区の状況も調査させていただいて、これまでの登録団体について全額免除としていた使用料の受益者負担のあり方について、再度、検討することといたしました。

また、2点目といたしまして、平日の施設使用については、各学校で申請受付及び使用承認をしているところでございますが、その事務を担う各学校の副校長の負担が増えていることから、運営方法を見直し、使用団体が自主的に使用日の日程調整等、運営を行う仕組みを構築していくという意味合いでの検討をすることとした次第でございます。

そこで、平成25年12月に板橋区立学校施設開放事業検討会を設置いたしまして、青少年健全育成地区委員会連合会長を初めとする外部から4人の委員の方と、小中学校長・副校長代表、教育委員会事務局幹部職員9人で、翌年1月から

検討を行ったところでございます。

3 ページ以降には、学校施設開放事業の現状と課題について4項目をお示ししてございます。

課題の第1といたしまして、学校施設を使用する場合には、板橋区立学校設備使用条例により定められた使用料を納付することとなっておりますが、板橋区立学校設備開放規則によりまして登録団体が使用する場合は使用料を全額免除しているため、使用者の応分負担がなされていないというものです。

条例上の使用料や平成24年度の決算額、使用団体の種類や数、他区の減免状況や他の区立施設の使用料といった現状についても、あわせて掲載しているところでございます。

課題の第2といたしまして、7ページになりますが、学校施設開放事業には、維持管理費、補修工事費、消耗品・備品購入費、光熱水費、人件費等、多大な経費がかかっているというもので、事業の算定経費とともにお示ししてございます。

課題の第3は、8ページにありますように、登録団体から使用料を徴収する場合、徴収のための事務作業、事務経費、団体の納付の負担等が発生する。また、現在、料金区分と団体への開放区分が一致していないというものです。

現在の使用料の納付方法、使用団体への開放時間とともに、使用料の徴収のための事務経費の見込みを参考までに掲載しております。

そして、10ページに課題の第4といたしまして、学校施設の使用希望団体が増加しているところでございますが、使用団体が固定化しておりまして、新規団体の使用が難しい。使用団体のマナーの低下により近隣住民への迷惑となる行為も見受けられる。

また、現在の運営方法では、団体との連絡調整、申請受付・承認事務、鍵の受け渡し、施設管理等、学校側の業務負担が大きくなっている。申請場所が使用する曜日等によって異なり、使用者にとっても分かりにくいといった学校施設の団体の使用に当たっての課題を挙げているところでございます。

その現状として、平成24年度の使用実績、使用率、使用団体のマナーの低下、副校長の業務負担などを掲載しているところでございます。

これらの学校施設開放事業の現状と課題を鑑みますと、様々な検討すべき点があるところではございますが、今回の検討会では、運営方法と施設使用料に焦点を絞り、検討いたしました。

改善に向けての方向性といたしまして、14ページ以降にございますように、第1に、学校施設開放事業における運営方法の見直しについては、学校施設開放事業の運営に使用団体の協力を求め、使用団体と学校、地域関連団体及び教育委員会事務局が連携していく運営会議を定期的で開催し、使用団体主体による会議の運営及び団体間の話し合いによる使用調整を行い、学校施設の適正な使用を図っていくというものです。

また、第2に、登録団体に対しての学校施設使用料の徴収につきましては、学校開放使用料の免除規定を見直し、登録団体からも使用料を徴収するというものです。

そして、第3に、これからの学校施設開放事業につきまして、学校施設の使用団体は学校施設開放事業の運営に参加し、学校への理解を深めることで、学校への協力や地域との連携を目指すというものです。

今後は、この報告書に提言された学校施設の開放事業の改善に向けての方向性をもとに、教育委員会としましても方針を決定いたしまして、さらに各論に向けた検討を行っていく予定でございます。

スケジュール等が固まりましたら、改めて教育委員会の方にご報告申し上げたいと思っております。

説明は以上でございます。

委員長 質疑、ご意見等がございましたら、ご発言ください。

高野委員 学校施設の開放ということで、例えば今年から新「あいキッズ」が始まったりして、学校の設備、校庭ですとか体育館についての使用の優先度というものが変わってきていると思うのです。

ですから、これから運営方法など検討していただく中でも、学校の施設を使う目的とか、そういうものをしっかりと皆さんにご理解いただいて、今まで活動されてきた方々にとっては大変不自由な部分もあると思うのですけれども、そこら辺のことをしっかりとご理解いただいて、ご協力していただきたいというように思います。

ここでしっかりと整理していただいて、学校が正しい方向性で利用されていけるように、ことに改善に向けての方向性ということで、使用する団体の方たちにも学校運営にご協力いただくということは大変いいことだと思いますので、その辺をしっかりと、よろしくお願ひしたいと思ひます。

学校地域連携担当課長 分かりました。規定のところでも、条例を制定して進めているところでございますが、いま一度、この事業の目的というところをしっかりと整理し直して、子供たちのためというふうなことで学校施設も使ってまいりたいと思ひます。

そういった部分では、各論のところでもしっかりと検討もさせていただきながら、使用団体については、ご理解いただいて、ご協力を賜りたいと、そう考えております。

委員長 公民館にしろ、それからホールにしろ、全て有料でやっているわけですから、学校施設もやっぱり有料でやるのが筋が通るかなと思ひますし、当然、費用を取るにしても、多分、ペイしないですよ。

学校地域連携担当課長 はい。

委員長 絶対かかる費用の方が多いですよ。でも、それは徴収した方がいいかと思ひます。

ただ、区が主催する行事とか、区でやっている青健事業に使う場合とか、子供のためにやっている寺子屋とか、その学校のPTAさんが使うときは、多少、配慮が必要かなという。

PTAさんのOBは、もう外の団体でいいと思いますけれども、PTAさん主体のものは中に入れなければいけないかなという気も若干するけれども、混ざっていると、なかなかその線引きは難しいと思います。

あと、運営会議ということですが、全然関係ない団体さんがたまたま同じ場所を使っているということだけで集まって会議をしろというのは結構難しいなと思いますし、特定の団体さんがある程度仕切ってしまうようなことにもなりかねないという部分もあって、上手く運営しないとまずいかなというようには思います。

学校地域連携担当課長 運営会議につきましては、当然、公平性を保てるような第三者的な方も交えてというところで、他区では、スポーツ推進委員の方をお願いしたりというケースもございますので、私どもの方でも、そういったことも視野に入れながら、公正に運営会議が展開されるように考えてまいりたいと思います。

委員長 学校の体育館は選挙でもよく使うので、その辺のところも配慮しないと、なかなか理解が得られないなという気がいたします。

学校地域連携担当課長 区の主催事業等につきましては優先されるものではありませんので、予約が入っていても、そういった場合はということで、あらかじめ分かっているものについては当然貸し出しの対象にはしないんですが、選挙などは特に急に決まったりということもりますので、当然にして、そこは配慮してまいりたいと思います。

○報告事項

8. 図書館の特別整理期間に伴う休館

西台図書館 5/26(月)～5/31(土) 6日間

(口頭・中央図書館)

委員長 では、報告8に移ります。「図書館の特別整理期間に伴う休館」について、中央図書館長から報告願います。

中央図書館長 それでは、図書館の特別整理期間に伴う休館についてです。

口頭での説明とさせていただきます。

平成26年度の図書館全体の休館日につきましては第5回の教育委員会で報告しましたが、今回、直近の図書館につきまして報告するものでございます。

次第に記載のとおり、西台図書館で、5月26日から5月31日までの6日間となっております。

なお、広報には、各図書館の臨時休館日の1カ月から3週間前を目安に、その都度、掲載して周知するほか、図書館内での掲示、あと区立図書館のホームペー

ジで周知いたします。

中央図書館からは以上です。

委員長 定例の休館日ということで、よろしいでしょうか。

(はい)

委員長 では、次に、教育委員会次第にはありませんが、追加報告事項はありませんか。

(なし)

委員長 それでは、先ほど申し上げましたように、日程第一 議案第27号については、非公開として審議いたします。

なお、この議案をもって、本日の教育委員会は閉会いたしますので、傍聴の方はご退席願います。ありがとうございました。

(傍聴人 退席)

○議事

日程第一 議案第27号 平成26年度教科用図書調査委員会委員の任命について

(指導室)

(非 公 開)

委員長 以上をもちまして、本日の教育委員会を終了いたします。

午前 10時 53分 閉会